

訪問介護サービス重要事項説明書

(2025年 8月 1日現在)

1 事業者の概要

名称	社会福祉法人わたぼうしの会 / 代表者 成田 修
事業所所在地	奈良市六条西3丁目25番4号 / 電話 0742-43-7055

2 事業所の概要

名称	たんぽぽ生活支援センター / 管理者 小林説美
事業所所在地	奈良市六条西3丁目25番4号 電話 0742-40-1030
運営方針	訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。
実施地域	奈良市（東部地域を除く）
事業所が行っている他の事業	障害者総合支援法による・居宅介護 ・行動援護 ・重度訪問介護 ・放課後等デイサービス ・日中一時支援 ・移動支援 ・生活介護 など
営業日及び営業時間・サービス提供時間	月曜日から日曜日までとする。（祝日含む） 営業時間 午前8時から午後7時までとする。ただし時間外についても柔軟に対応する。電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。 サービス提供時間は24時間とする。

3 従業者員数

職 種	常勤(名)	非常勤(名)
管理者	1	
サービス提供責任者	1	
訪問介護員	1	8名以上

4 利用料金

・訪問介護サービス利用者負担額

指定訪問介護の内容は次のとおりとし、指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、指定訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、利用者の負担割合の額とします。

・身体介護（食事介助・排泄介助・入浴介助・服薬介助・移乗介助・体位変換介助など）

身体介護						
区分		基本単位	利用料	利用者負担額		
				1割負担	2割負担	3割負担
20分未満	昼間	163	1,744 円	175 円	349 円	524 円
	早朝/夜間	204	2,182 円	219 円	437 円	655 円
	深夜	245	2,621 円	263 円	525 円	787 円
20分以上 30分未満	昼間	244	2,610 円	261 円	522 円	783 円
	早朝/夜間	305	3,263 円	327 円	653 円	979 円
	深夜	366	3,916 円	392 円	784 円	1,175 円
30分以上 1時間未満	昼間	387	4,140 円	414 円	828 円	1,242 円
	早朝/夜間	484	5,178 円	518 円	1,036 円	1,554 円
	深夜	581	6,216 円	622 円	1,244 円	1,865 円
1時間以上 1時間30分 未満	昼間	567	6,066 円	607 円	1,214 円	1,820 円
	早朝/夜間	709	7,586 円	759 円	1,518 円	2,276 円
	深夜	851	9,105 円	911 円	1,821 円	2,732 円
1時間30分 以上 30分 増すごとに	昼間	82	877 円	88 円	176 円	264 円
	早朝/夜間	103	1,102 円	111 円	221 円	331 円
	深夜	123	1,316 円	132 円	264 円	395 円

・生活援助（掃除・洗濯・調理など）

生活援助						
区分		基本単位	利用料	利用者負担額		
				1 割負担	2 割負担	3 割負担
20 分以上 45 分未満	昼間	179	1,915 円	192 円	383 円	575 円
	早朝/夜間	224	2,396 円	240 円	480 円	719 円
	深夜	269	2,878 円	288 円	576 円	864 円
45 分以上	昼間	220	2,354 円	236 円	471 円	707 円
	早朝/夜間	275	2,942 円	295 円	589 円	883 円
	深夜	330	3,531 円	354 円	707 円	1,060 円

・交通費

通常事業の実施地域を越えて行う事業に要した交通費はその実費をいただきます。なお自動車を使用した場合の交通費は、通常の事業の実施地域を超える地点から 1 キロメートルあたり 60 円をいただきます。

・キャンセル料

急なキャンセルの場合は、下記の料金をいただきます。キャンセルされる場合は、至急ご連絡ください。

ご利用の前日 18 時までにご連絡いただいた場合 → 無料

ご利用の前日 18 時以降、当日にご連絡いただいた場合 → 1000 円

・支払い方法

上記利用料金の支払いは、1 ヶ月ごとに計算し、原則として金融機関口座より自動引き落としによりお支払いいただきます。（引き落としにより領収書とかえさせていただきます）

5 緊急時の対応

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

6 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の介護支援専門員（又は地域包括支援センター）及び市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

7 守秘義務に関する対策

事業者及び従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保守します。また、退職後においてもこれらの秘密を保守すべき旨を、従業者との雇用契約の 内容としています。

8 虐待防止のための措置

事業者は利用者に身体的、精神的苦痛等の虐待を防止するため、委員会を設置し、サービス提供者に対して虐待防止のための研修を定期的 to 実施します。

9 苦情窓口

たんぼぼ生活支援センター（0742-40-1030）

奈良市介護福祉課（0742-34-5422）

奈良県国民健康保険団体連合会（0744-29-8326）

10 第三者評価機関の評価はありません。

年 月 日

利用者 住所

氏名 印

法定代理人 住所

氏名 印

事業者 住所
事業者名

理事長

奈良市六条西 3 丁目 25-4
社会福祉法人わたぼうしの会
たんぼぼ生活支援センター
成田 修